

四日市市告示第 68 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和4年 2月25日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
		区域変更後起終点			
1	八田17号線	八田一丁目1893	4.0~7.0	34.9	区域を変更する 幅員を変更する
		八田一丁目1906	3.0~4.9	259.5	
		八田一丁目1893 八田一丁目1906	3.0~7.0	259.5	
2	札幌17号線	札幌町字鶯谷423-1	3.0~4.0	52.0	区域を変更する 幅員を変更する
		札幌町字鶯谷463	2.6~3.8	194.5	
		札幌町字鶯谷423-1 札幌町字鶯谷463	2.6~4.0	194.5	